

所得税・住民税の申告は 2月16日(火)から3月15日(月)まで

平成21年分の所得税の確定申告と、平成22年度の住民税の申告を受け付けます。
期間内に正しく申告しましょう!

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を合計し、確定させた所得金額に対する税額を算出して申告することを確定申告といえます。その際、源泉徴収された所得税または予定納税で納めた所得税がある場合には、その過不足を精算することになります。

また、確定申告が必要な方が期限までに申告をしなかったり、申告に誤りがあったりする場合、不足する税を納めるだけでなく、加算税や延滞税を徴収されることがありますので、期限内に正しく申告してください。

確定申告が必要な方

- (1) 自営業、農業などの事業から収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- (2) 土地、建物などの貸し付けによる不動産所得がある方
- (3) 土地、建物などの譲渡による所得がある方
- (4) 生命保険の一時金および損害保険などの満期返戻金の所得がある方
- (5) 年金受給者で複数の年金収入がある方

サラリーマン(給与所得者)で、確定申告が必要な方

- (1) 給与収入が2,000万円を超える方または2か所以上から給与を受けている方
- (2) 給与以外の所得が20万円を超える方
- (3) 平成21年中に退職し、年末調整を受けなかった方

所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったこととなります。

住民税申告が必要な方

- 所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告を行う必要があります。
- (1) 収入、所得のない方でも、市の国民健康保険に加入されている方(国民健康保険税が軽減されることがあります)
 - (2) 公的年金に係る所得のみの方で、次の年金支払額に該当する場合(住民税額に影響する場合があります)
 - 65歳未満の方(昭和20年1月2日以降生まれの方)で支払額が98万円を超える場合
 - 65歳以上の方(昭和20年1月1日以前生まれの方)で支払額が148万円を超える場合

申告に必要なもの

- (201) 申告者の印鑑(認印)
- 給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本)
- (3) 事業所得(営業、農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- (4) 諸控除の証明書(国民年金、生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等)
- (5) 住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - 住民票(初年のみ)
 - 家屋の登記事項証明書(初年のみ)
 - 取得価格のわかる契約書の写し(初年のみ)
 - 借入金年末残高証明書等
- (6) 還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳



医療費控除の計算

- (A)・平成21年中に支払った医療費 - 保険等で補てんされる金額 = 負担した医療費
- (B)・10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない額

医療費控除額 = (A) - (B) (最高200万円)
所得税、住民税のかからない方は、この控除を申告しても税金は戻りません。

自書申告にご協力を

医療費の計算や事業収支等は事前に準備してからお越しください。

(1) 医療費控除の申告の場合は、領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの算出をお願いします。

(2) 営業、農業等の事業所得の収支計算が必要な申告では収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの算出をお願いします。

農業所得については、平成18年分から水稲所得標準制度は廃止されましたので、実際の収入と経費を計算してください。

都合の良い日に、都合の良い会場で

市民のみなさまの利便性を考慮し、福祉センター、滝野文化会館および東条庁舎の3か所に申告相談会場を設けます。滝野会場と東条会場については、開設期間を限定していますので、左の日程表で確認のうえ、申告にお越しください。

地域指定は行っていませんので、どこでも受け付けています。都合の良い日、都合の良い会場で申告してください。

市が行う申告相談内容

市の会場では、主に給与所得者や年金受給者に係る申告のほか、白色申告者(おおむね事業所得300万円未満の方)および住民税申告が対象となります。これ以外の高額な事業所得または譲渡所得関係については、税務署において確定申告していただきますようお願いいたします。

市で申告相談できない内容

- ・青色申告
- ・雑損控除に係るもの
- ・損失の繰越に係るものなど

問い合わせ

総務部税務課(社庁舎)
☎43・0396、0397

介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法の規定による要介護認定を受けている65歳以上の方で、市(高齢介護課)において障害者に準ずる認定を受けた場合は、所得税上の障害者控除の対象となります。

くわしくは、高齢介護課までお問い合わせください。

- 「障害者」に準じる方
要介護1~3で重度の認知症がある方
- 「特別障害者」に準じる方
要介護4~5で継続的に寝たきり状態にある方または重度の認知症がある方

問い合わせ
福祉部高齢介護課(ラポートやしろ) ☎43-0440

税理士による無料申告相談

月 日	場 所
2月24日(水)	社納税協会
2月25日(木)、26日(金)	加東市商工会本所
2月26日(金)	加東市商工会滝野支所 東条支所

開設時間は、9:30~12:00、13:00~16:00です。
営業・農業所得等の収支計算に係る申告相談など、お気軽にご利用ください。

問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

申告会場・日程表

会 場	受付時間
福祉センター(2階) レクリエーション室	9:00~16:30
滝野文化会館(2階)研修室 2月18日~2月23日(土日除く)	2月28日(日)に限り 受付終了は15:00 です。
東条庁舎(2階)204会議室 2月26日~3月3日(土日除く)	

地区による会場指定はありません。

正午から13:00までは申告書整理事務のため受付は中断しますので、ご協力をお願いします。

申告期間中の火曜日に開設している会場では、17:30から19:00までの夜間についても申告相談を行います。

2月28日(日)は、福祉センター会場に限り申告相談を行います。(受付時間は9:00から15:00までとなりますのでご注意ください)

火曜日の夜間と日曜日については、税務署は業務を行いませんので、取扱いできない事項の場合はご了承ください。

日程

月 日	会 場	福祉センター	滝野文化会館	東条庁舎
2月16日(火)	市内全域	-	-	-
17日(水)	"	-	-	-
18日(木)	"	市内全域	-	-
19日(金)	"	"	-	-
22日(月)	"	"	-	-
23日(火)	"	"	-	-
24日(水)	"	-	-	-
25日(木)	"	-	-	-
26日(金)	"	-	-	市内全域
28日(日)	"	-	-	-
3月1日(月)	"	-	-	市内全域
2日(火)	"	-	-	"
3日(水)	"	-	-	"
4日(木)	"	-	-	-
5日(金)	"	-	-	-
8日(月)	"	-	-	-
9日(火)	"	-	-	-
10日(水)	"	-	-	-
11日(木)	"	-	-	-
12日(金)	"	-	-	-
15日(月)	"	-	-	-

e-Taxで確定申告を!~自宅のパソコンで~

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> の「確定申告書作成コーナー」で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます(これまでに適用を受けた方は対象外)。源泉徴収票などの提出を省略することができます。また、電子申告(e-Tax)以外に、必要項目を入力することにより確定申告書が作成でき、申告書を印刷してそのまま郵送等により提出できるコーナーもありますので、ご利用ください。